

平成30年度事業計画

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

1 基本方針

公益社団法人へ移行して既に5年目を迎え、社会から必要とされる公益法人として貢献していくためには、役員及び社員が自らの使命を自覚し、同じ目的意識を持つことが重要であり、今後も不変であることは言うまでもありませんが、更に成熟した公益法人を目指して官公署はもとより、国民からも信頼される組織にしていくには、より一層の努力と研鑽を重ね続けることが唯一の方法であります。

本協会では、社会的使命及び責任の重さを十分に自覚し、「不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。」という目的達成のため、下記に掲げる事業を引き続き、実施していきます。

2 公益目的事業

(1) 公共嘱託登記に係る受託事業

本協会の根幹となる事業であり、官公署等が実施する公共事業の円滑な実施を促進し、地域の健全な発展に貢献する。

(2) 地図整備の促進等に係る受託事業

登記所備付地図作成作業に積極的かつ迅速に取り組む。

(3) 境界標埋設事業

不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するため、境界に永続性のある境界標を埋設する。

(4) 登記の現状に関する情報提供、登記制度の普及啓発事業

官公署等への境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発並びに情報提供
災害時（激甚災害の指定を受けた範囲）における登記事務支援活動

3 総務関係

(1) 公益法人としての成熟した組織の確立

(2) 定款及び諸規則・諸規程の周知徹底及び遵守

(3) 公益法人の役員、社員としての意識の確立

(4) 各部会、委員会の開催

(5) 役員研修会の開催

(6) 各地区における研修会の開催

(7) 法務局との協議会の開催

(8) 本会・政連・青調との連携

(9) ホームページの更なる充実（官公署、一般市民への啓発、情報公開）

4 経理関係

(1) 公益法人としてのガバナンスに基づいた経理

(2) 公益法人としての適正、且つ効率的な予算管理・資産管理

5 業務関係

(1) 公益法人としての業務処理体制の更なる確立

(2) 公益法人としての官公署に対する啓発活動

(3) 地図作成作業の適正・迅速な実施